

軽井沢町都市計画マスタープラン

【概要版】

1.

軽井沢町都市計画マスタープランのあらまし

○軽井沢町都市計画マスタープラン見直しの目的

軽井沢町では、軽井沢町都市計画マスタープランを平成12年7月に策定しており、令和4年で策定より22年が経過しました。

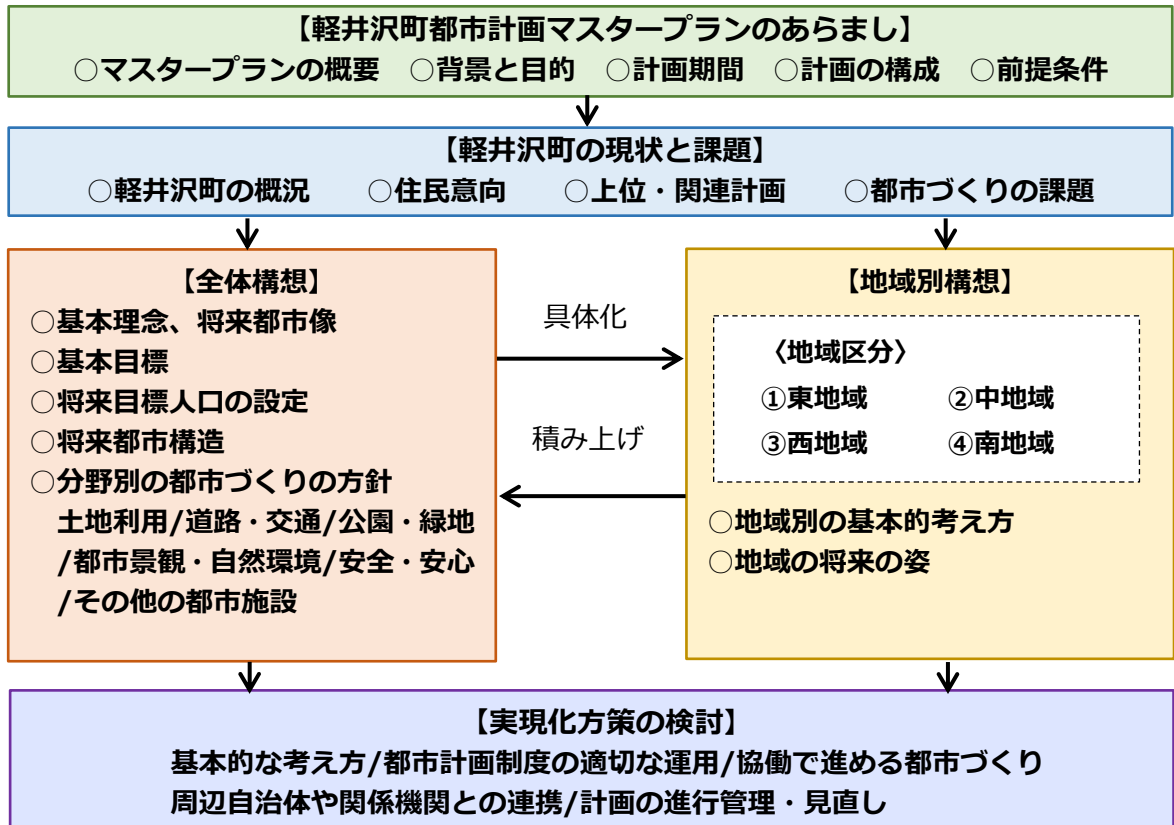
この間、社会・経済情勢、住民意識・価値観等の変化が生じており、国においても人口減少・少子高齢化や近年激甚化する自然災害に対応した都市のあり方等が課題となっています。本町においてもこれらの動向を踏まえ、時代の要請に対応した都市づくりの方向性について検討する必要性が生じており、第6次長期振興計画をはじめとした上位・関連計画と整合を図るとともに、住民の意向を反映しながら、将来を見据えた都市づくりの指針となる「軽井沢町都市計画マスタープラン」の見直しを行いました。

○計画期間

目標年次は、令和5年(2023年)より概ね20年後の令和25年(2043年)とします。

○都市計画マスタープランの構成

軽井沢町都市計画マスタープランは、以下のような構成とします。



2. 全体構想

○まちづくりの基本理念と将来都市像

〈基本理念〉

すばらしい軽井沢の保健休養環境を軽井沢と日本の財産として守る

これまで受け継がれてきた「保健休養地」としての環境を今後も守り続け、将来に向けても国際的に誇れるすばらしい環境を、軽井沢ひいては日本の財産として保持・保全する。

〈将来都市像〉

自然・文化・いのちがつながる持続可能なまち：軽井沢

◎将来都市像の視点

- ・「国際親善文化観光都市」としての機能や役割の維持
 - ・町民や別荘居住者が快適で安全に暮らせる都市づくり
 - ・第6次軽井沢町長期振興計画における都市の目指す姿との整合
- 「～豊かな自然と共生する～ 人と自然と文化で築く 環境先進都市 軽井沢」

○将来目標人口

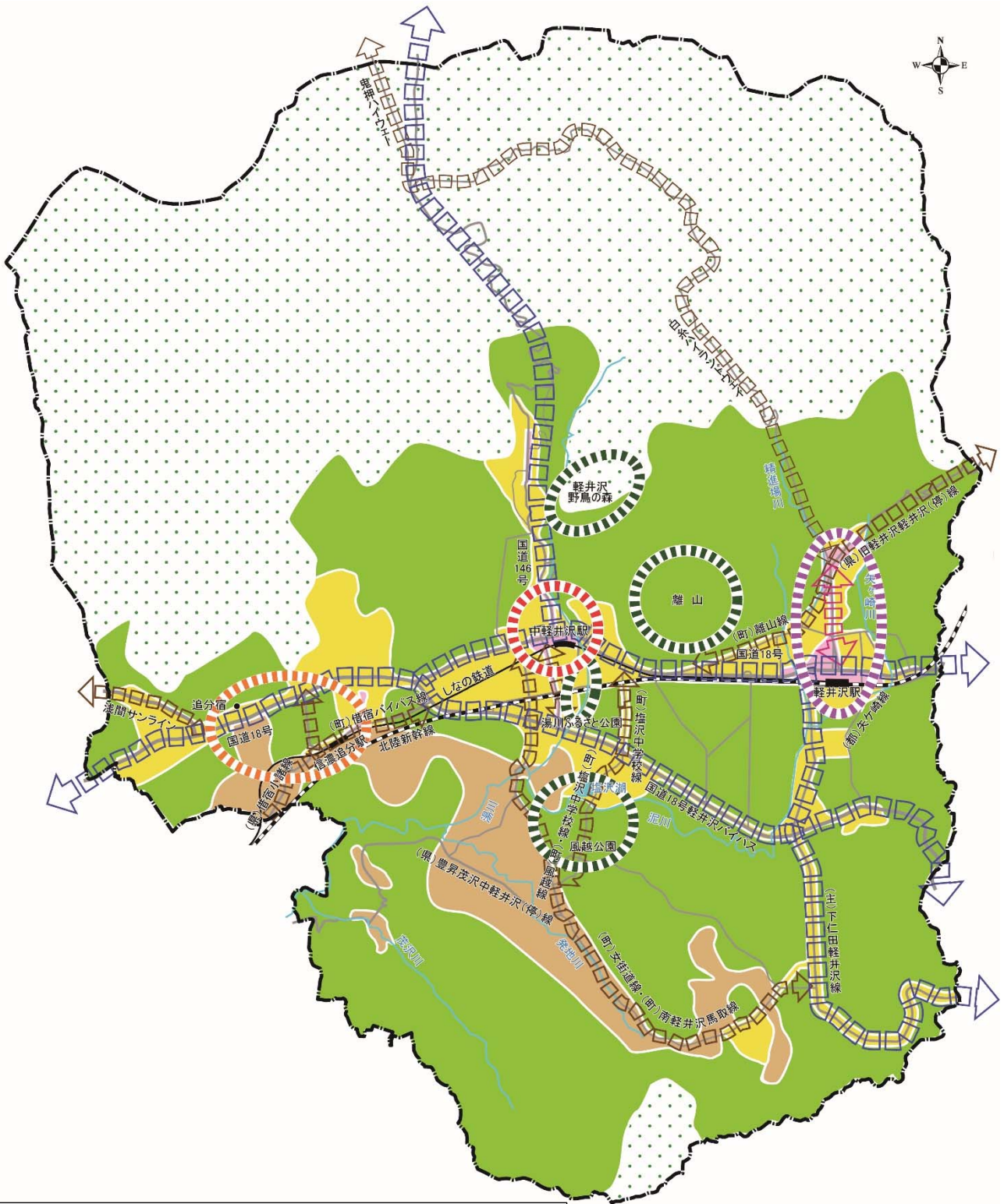
「第6次軽井沢町長期振興計画」における目標人口の設定を踏まえ、将来目標人口を「令和14年(2032)年の目標人口20,700人」に設定します。

○将来都市構造

将来都市構造は、「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成します。

拠点	軸	ゾーン
特徴的な都市機能が集積し将来の都市づくりの核	人の移動や交流の流れの方向	自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまり
○都市機能拠点 ○広域交流拠点 ○生活支援・歴史的景観形成拠点 ○自然交流拠点	○広域連携軸 ○にぎわい交流軸 ○地域連携軸	○商業系市街地ゾーン ○住居系市街地ゾーン ○緑住共生ゾーン ○農村集落ゾーン

〈将来都市構造図〉



凡 例		
〈ゾーン〉	〈軸〉	〈拠 点〉
商業系市街地ゾーン	広域連携軸	都市機能拠点
住居系市街地ゾーン	にぎわい交流軸	広域交流拠点
緑住共生ゾーン	地域連携軸	生活支援・歴史的景観形成拠点
農村集落ゾーン		自然交流拠点
国有林		

○分野別の都市づくりの方針

【土地利用の方針】

基本目標	地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の推進
項目	内容
商業系市街地ゾーン	・周辺景観との調和に配慮した街並みの形成
住居系市街地ゾーン	・落ち着いた住環境の維持・保全 ・用途地域指定の見直し等による土地利用規制の適正化
緑住共生ゾーン	・自然環境と共生した住環境の保全 ・放置された建物や樹林地における適正な維持管理に向けた指導等
農村集落ゾーン	・ゆとりある農村集落環境の維持・形成に向けた生活基盤の適正な維持管理 ・生産基盤である優良農地の保全

【道路・交通の方針】

基本目標	人やモノの円滑な流動を支援するネットワークの形成
項目	内容
保健休養地の環境に配慮した道路・交通体系	・既存の道路改良や自動車から公共交通への利用転換の促進 ・駐車場整備におけるグリーンインフラの活用
効率的な道路網の構築	・都市計画道路の見直しによる効率的な道路ネットワークの形成 ・広域連携軸における円滑な通過交通処理のための整備や定期的な修繕・補修
歩行者、自転車利用者の安全性・快適性の確保	・通学路や商業地等における安全性・快適性の高い歩行者空間の整備 ・居心地がよく歩きたくなる歩行者空間の創出
すべての人が利用しやすい公共交通体系の構築	・公共交通機関のサービス向上・利用促進 ・交通渋滞の緩和に向けたパークアンドライドの推進

【公園・緑地の方針】

基本目標	交流が生まれ快適な都市活動を支える緑の適正配置
項目	内容
緑の保全とグリーンインフラとしての活用	・保健休養地としての景観保全に向けた豊かな自然緑地と別荘地の緑地の保全 ・「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づく自然資源の有効活用 ・別荘地における緑地保全意識の向上や住民との協働による緑地の維持・保全
緑の拠点づくりと体系的な公園整備	・多様な余暇活動のレクリエーション需要に応える公園づくり ・地域住民のニーズ等を踏まえた公園の統廃合や適正配置
水と緑のネットワークづくり	・湯川や泥川等の河川、信濃路自然歩道や小瀬林道などによる「水と緑のネットワーク」づくり



軽井沢本通り



浅間ふれあい公園



発地区の農地

【都市景観・自然環境の方針】

基本目標	地域固有の景観や自然環境に配慮した都市環境の維持・形成
項目	内容
自然と共生した景観整備の推進	・「軽井沢町景観育成基準ガイドライン」の遵守を基本とした自然と共生した景観整備の推進
「国際保健休養地軽井沢」にふさわしい風景の維持・保全	・建物と周辺の緑地景観との調和や無電柱化、公共サインデザインガイドラインの策定等による良好な景観形成 ・郷土景観の維持と保全 ・風致地区の適切な運用を図り、住民主導で進められている建築協定や景観協定における住民の主体的な取り組み支援
環境負荷低減への取り組み	・「軽井沢町の自然保護対策要綱」に準拠しつつ、住民合意形成を踏まえた適切な太陽光発電システムの導入推進

【安全・安心の方針】

基本目標	自然災害等のリスクに対応した安全・安心な都市づくり
項目	内容
総合的な防災都市づくりの推進	・準用河川改修や土砂災害対策等による災害に強い都市づくりの推進 ・「浅間山火山防災マップ」や「土砂災害防災マップ」の普及・啓発等ハードとソフトが連動した総合的な災害対策の推進
安全なまちを支える緑の保全・創出	・町を取り囲む自然緑地の保全 ・住民と生命の財産を守るための避難経路と十分なオープンスペースの確保
安心して過ごせる生活環境づくりの推進	・通学路の安全確保や子どもの遊び場となる公園の防犯対策の推進 ・ガードレールや道路標識等の交通安全施設の維持管理や無電柱化による歩行者の安全確保
自然共生によるまちの安全性の確保	・野生動物の生息地として自然緑地の保全及び自然に対するモラルの育成

【その他の都市施設の方針】

項目	内容
下水道	・ストックマネジメント計画に基づく施設の改修・維持管理及び長寿命化 ・公共下水道及び農業集落排水への接続促進及び適切な再生推進
都市下水路	・雨水排水施設として都市下水路の適切な維持・改修
駐車場	・町営駐車場の適切な維持管理及び緑化の推進によるグリーンインフラとしての活用
小学校	・小学校の大規模改修等の適切な維持管理
処理場等	・「軽井沢町じん芥処理場」の計画的な点検や修繕による適切な維持管理



三笠通り沿いの別荘地



下発地地区の農村集落景観



木もれ陽の里と浅間山

3. 地域別構想

軽井沢町は、中山道の浅間根越三宿(軽井沢宿、沓掛宿、追分宿)の地域と南部の田園地域で構成されていたことを考慮し、「東地域」、「中地域」、「西地域」、「南地域」の4つの地域区分とします。

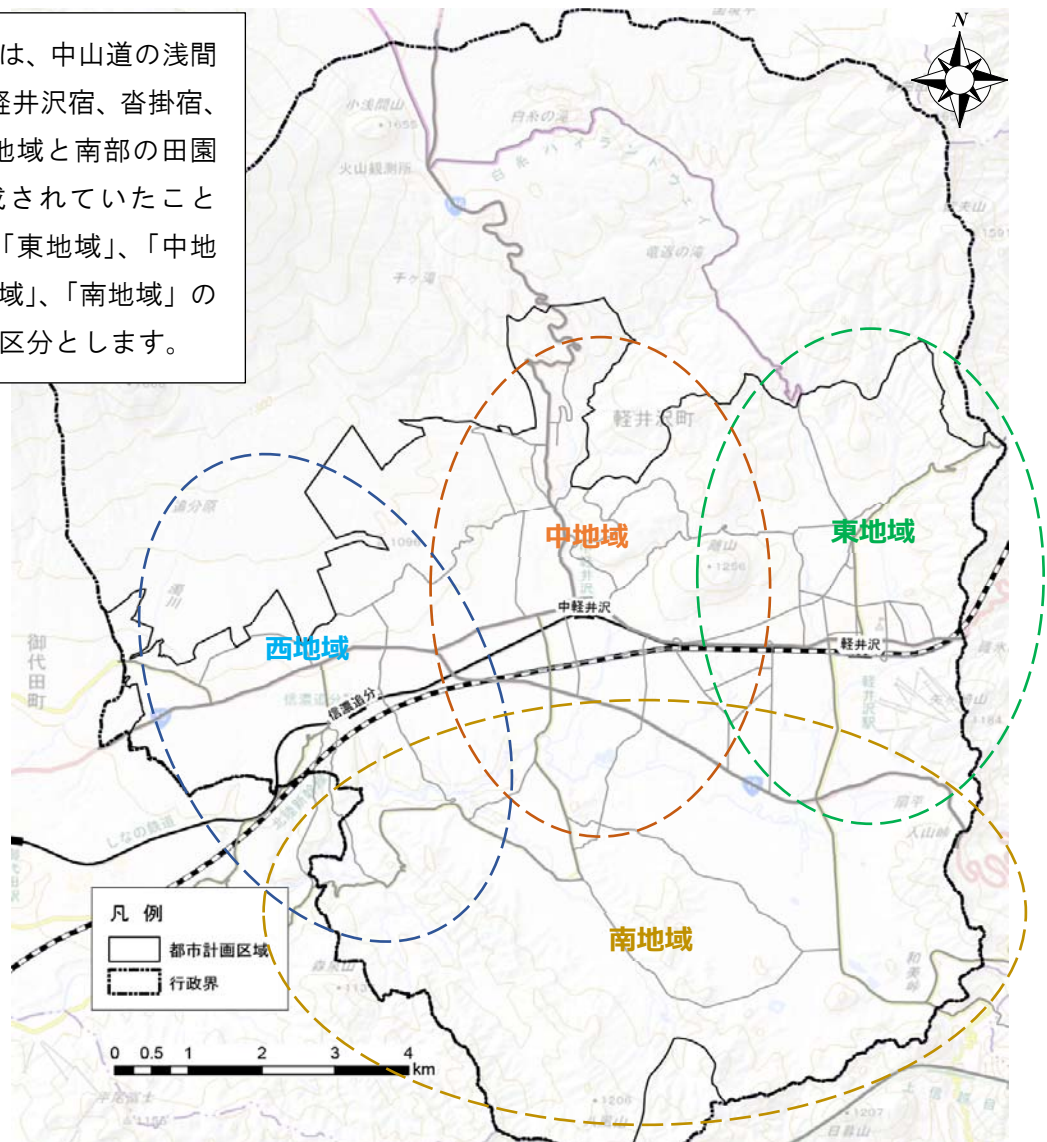


図 地域区分

東地域

《将来像》 軽井沢町の玄関口にふさわしい、にぎわいと魅力あふれるまち



旧軽井沢銀座商店街

〔土地利用〕

- ・歴史と品格のある別荘地景観の維持や樹木の適正管理の促進
- ・軽井沢駅～旧軽井沢周辺における歩いて楽しい街並み空間の形成

〔道路・交通〕

- ・歩行者・自転車が安全で快適に移動できる沿道空間の形成
- ・町道離山線等の舗装の改修や車道の拡幅、歩道の設置

〔公園・緑地〕

- ・矢ヶ崎公園等の都市公園の適正な維持管理

〔都市景観・自然環境〕

- ・旧軽井沢地区の景観協定や建築協定における住民の主体的な取り組みの支援

〔安心・安全〕

- ・精進場川や矢ヶ崎川における護岸の整備、大雨による洪水被害に備えた治水対策

中地域

《将来像》 人々が快適に暮らし、交流する生活の拠点となるまち



湯川ふるさと公園

〔土地利用〕

- ・新庁舎等の整備事業の推進による都市機能拠点の強化・充実
- ・中軽井沢地区の商業地の活性化
- ・大規模な別荘地の管理不全の建物への対応及び樹木の適正管理の促進

〔道路・交通〕

- ・1000m 林道などの町道の舗装の改修や車道の拡幅、歩道の設置
- ・国道 18 号の円滑な交通流動のための改良の促進

〔公園・緑地〕

- ・湯川ふるさと公園における回遊性の向上及び水辺空間の活用

〔都市景観・自然環境〕

- ・建物と周辺の緑地景観との調和による良好な景観形成

〔安心・安全〕

- ・通学路や生活道路になっている町道等の防犯灯の設置

西地域

《将来像》 歴史と文化と生活が調和し、人々が住みよいまち



追分宿

〔土地利用〕

- ・生活利便施設の誘導及び落ち着いた居住環境の維持
- ・農村集落地における必要に応じた生活基盤の整備及び農地の耕作放棄地の解消や宅地化の抑制

〔道路・交通〕

- ・(県)借宿小諸線における整備促進(車道の拡幅、歩道の設置等)
- ・1000m 林道などの町道の舗装の改修や車道の拡幅、歩道の設置

〔公園・緑地〕

- ・浅間ふれあい公園や追分公園等の都市公園の適正な維持管理

〔都市景観・自然環境〕

- ・追分宿の宿場町としての歴史的景観の維持・保全
- ・景観協定における住民の主体的な取り組みの支援

〔安心・安全〕

- ・湯川・茂沢川における治水対策の促進
- ・「浅間山火山防災マップ」等の活用による防災意識の向上

南地域

《将来像》 農村風景のなかで、自然にふれあう健康なまち



風越公園

〔土地利用〕

- ・大規模な別荘地の管理不全の建物への対応及び樹木の適正管理の促進
- ・農村集落ゾーンにおける必要に応じた生活基盤の整備、農地の耕作放棄地の解消や宅地化の抑制
- ・用途地域外(白地地域)における新たな開発抑制方策の検討

〔道路・交通〕

- ・女街道等の町道の舗装の改修や車道の拡幅、歩道の設置

〔公園・緑地〕

- ・風越公園の適正な維持管理によるスポーツ・レクリエーション活動の場としての機能維持

〔都市景観・自然環境〕

- ・発地地区等における農村景観の維持・保全

〔安全・安心〕

- ・「土砂災害防災マップ」の活用等による住民の防災意識の向上

4.

実現化方策

○都市計画制度の適切な運用

〈土地利用規制・誘導方策〉

- ・用途地域の見直し検討
- ・土地利用規制(特定用途制限地域等)の検討
- ・歴史と品格を備えた戸建て主体の別荘地の環境を維持していくための土地利用規制の検討
- ・立地適正化計画の策定について検討

〈都市施設〉

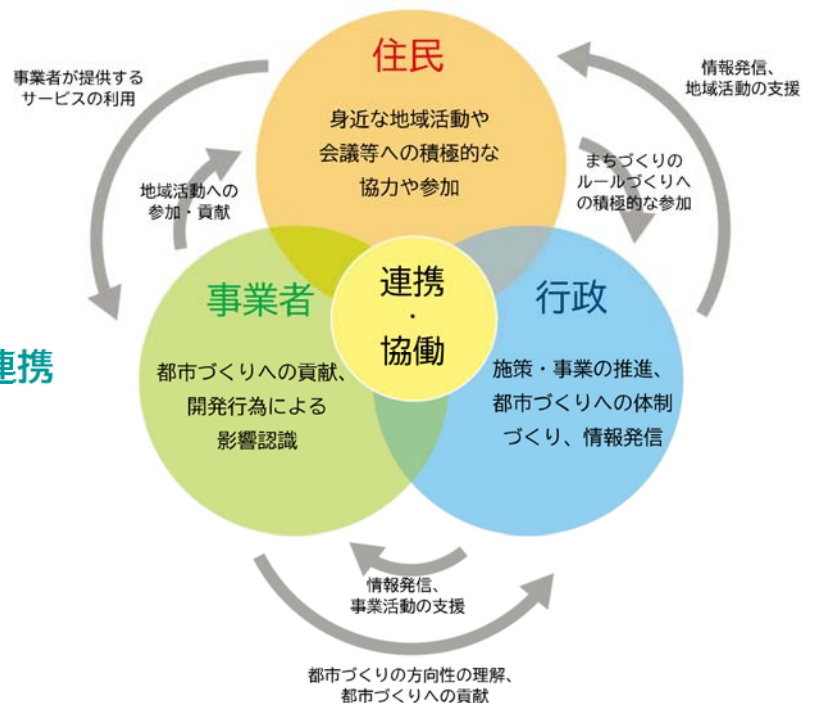
- ・都市計画道路の見直し
- ・都市公園の統廃合や適正配置
- ・町営駐車場の整備

〈都市景観〉

- ・風致地区の適切な運用・区域の見直し
- ・景観協定について、住民意識の醸成の状況を踏まえた主体的な取り組み支援

○協働で進める都市づくり

本計画の推進にあたって、住民や事業者、関係機関、行政の各主体がそれぞれの役割と責任を認識し、「協働で進める都市づくり」に取り組んでいきます。



○周辺自治体や関連機関との連携

計画の推進に向けて、国や県、周辺市町、関係機関との広域的な連携と調整を図ります。また、国や県、関係機関の事業を促進するため、要望活動や事業協力などを行います。

図 連携・協働に向けた各主体の役割

○計画の進行管理・見直し

本計画に位置づけられた施策・事業の推進にあたっては「PDCA サイクル」に基づき、評価や進行管理を行っていきます。また、本計画の見直しにあたっては概ね10年を目安としますが、長期振興計画等の上位計画との整合を図りつつ、社会情勢の変化やまちづくりの進捗状況を踏まえるものとします。

軽井沢町都市計画マスタープラン 概要版 令和5年3月策定

[発行] 長野県軽井沢町 地域整備課
〒389-0192 長野県軽井沢町大字長倉 2381 番地 1
電話 0267-45-8582 / F A X 0267-46-3165